

第5章 資料編

1. 野田市障害者基本計画推進協議会設置条例

平成11年3月26日

野田市条例第6号

(設置)

第1条 本市は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）の趣旨にのっとり、障害者の基本計画に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項及び障害者の基本計画に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議するため、野田市障害者基本計画推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、市長の諮問に応じ、障害者の基本計画に関する施策等に係る事項について調査審議し、答申する。

2 協議会は、必要に応じ、障害者の基本計画に関する施策等に係る事項について調査し、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 障害者団体の代表
- (2) 学識経験者
- (3) 関係行政機関の代表
- (4) その他市長が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選による。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長が決する。

(参考意見等の聴取)

第7条 協議会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴き、

又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務の所掌は、市長の定めるところによる。

(委任)

第9条 この条例の実施に関し、必要な事項は市長が定める。

附 則

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成13年12月28日野田市条例第27号)

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成18年9月29日野田市条例第33号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。

(任期の特例)

5 この条例の施行に伴い新たに委嘱される野田市障害者基本計画推進協議会の委員の任期は、第14条の規定による改正後の野田市障害者基本計画推進協議会設置条例第4条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の際現に在任する委員の任期満了の日までとする。

2. 野田市障害者基本計画推進協議会委員名簿

(平成17年7月1日～平成19年6月30日)

番号	区分	氏名	団体名等
1	障害者団体の代表	松岡 巖	野田市身体障害者福祉会
2	障害者団体の代表	名代 ちよ子	野田市手をつなぐ親の会
3	障害者団体の代表	鈴木 良造	野田市肢体不自由児者父母の会
4	障害者団体の代表	鈴木 厚子	野田市心の健康を守る会枝の会
5	障害者団体の代表	熊沢 英也	野田市聴覚障害者協会
6	障害者団体の代表	中村 和子	野田市視覚障害者協会
7	学識経験者	鈴木 美由紀	野田芽吹学園
8	学識経験者	新美 麻由美	野田市医師会
9	学識経験者	宇佐見 節子	野田市民生委員児童委員協議会
10	学識経験者	藤井 浩	野田市社会福祉協議会
11	学識経験者	比気 幸恵	身体障害者相談員
12	学識経験者	加藤 満子	知的障害者相談員
13	学識経験者	榎場 雅子	精神保健福祉士
14	学識経験者	金城 和子	中核地域生活支援センター
15	関係行政機関の代表	藤井 明	千葉県野田健康福祉センター
16	関係行政機関の代表	岡田 功	野田市社会福祉協議会
17	関係行政機関の代表	関 博之	野田養護学校
18	関係行政機関の代表	大木 良雄	公共職業安定所野田出張所
19	関係行政機関の代表	佐藤 邦夫	野田市立東部小学校